

## 情報学研究科 長期履修制度について

情報学研究科では、職業を有しているなどの事情により標準修業年限（博士前期課程2年・博士後期課程3年）で修了することが困難と認められた学生が、認められた期間に、計画的に授業科目を履修し学位論文を作成することにより、標準修業年限を超えて課程を修了し、学位を取得することができる長期履修の制度を設けています。

長期履修制度の詳細については、本ファイルの2ページ目「情報学研究科 長期履修制度について（詳細）」をご確認ください。

## 情報学研究科 長期履修制度について（詳細）

(1) 趣旨

職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年・博士後期課程3年）で修了することが困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に授業科目を履修し学位論文を作成することにより課程を修了し、学位を取得することができる制度です。

(2) 出願資格

次のいずれかに該当する者は、所定の書類を所定の期日までに提出して、長期履修を出願することができます。

- ① 職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）で、標準修業年限で修了することが困難な者
- ② 育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- ③ その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難な者

(3) 修業年限

長期履修の期間は、博士前期課程の場合は3年又は4年、博士後期課程の場合は4年又は5年若しくは6年とします。

また、長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、「長期履修期間短縮願」を提出することにより、履修期間を短縮することができます。

(4) 長期履修制度にかかる授業料（年額）

通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

なお、在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。

(5) 提出書類

(ア) 「長期履修願」（様式第1号）※別紙、「長期履修理由・履修計画書」が必要

(イ) その他必要な書類（※「出願資格区分」は(2)の出願資格の番号に準ずる）

出願資格区分	必要書類（以下は、原則です。内容に応じて追加依頼する場合があります）
①	本人の申立書及び在職証明書又はそれに代わるもの
②	本人の申立書及びそれを証明する書類
③	本人の申立書及びそれを証明する書類

(6) 長期履修願の提出期限（情報学研究科の場合）

入学前申請者は入学願書の出願時が提出期限です。事前に指導を希望する教員と相談の上、必要書類を提出してください。

※入学願書の「長期履修」欄に○をつけるのみでは、長期履修の出願完了となりません。長期履修を希望する方は、必ず入学願書提出時まで下記担当までご連絡ください。

入学後の提出は認められますが、長期履修の期間は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできません。入学後の申請は、指導教員と相談の上、春入学者は長期履修を希望する前年度の1月末日まで、秋入学者は長期履修を希望する当該年度の7月末日までを提出期限とします。

なお、長期履修の許可は、研究科企画運営会議の議を経て学長が許可します。

(7) 長期履修を希望する方は、まず、下記担当までご連絡ください。（様式請求も下記まで）

【連絡先】	担 当：大阪公立大学 教育推進課（中百舌鳥キャンパス） 情報学研究科教務担当 電話番号：072-254-9552 E-mail：gr-kyik-i@omu.ac.jp
-------	---